

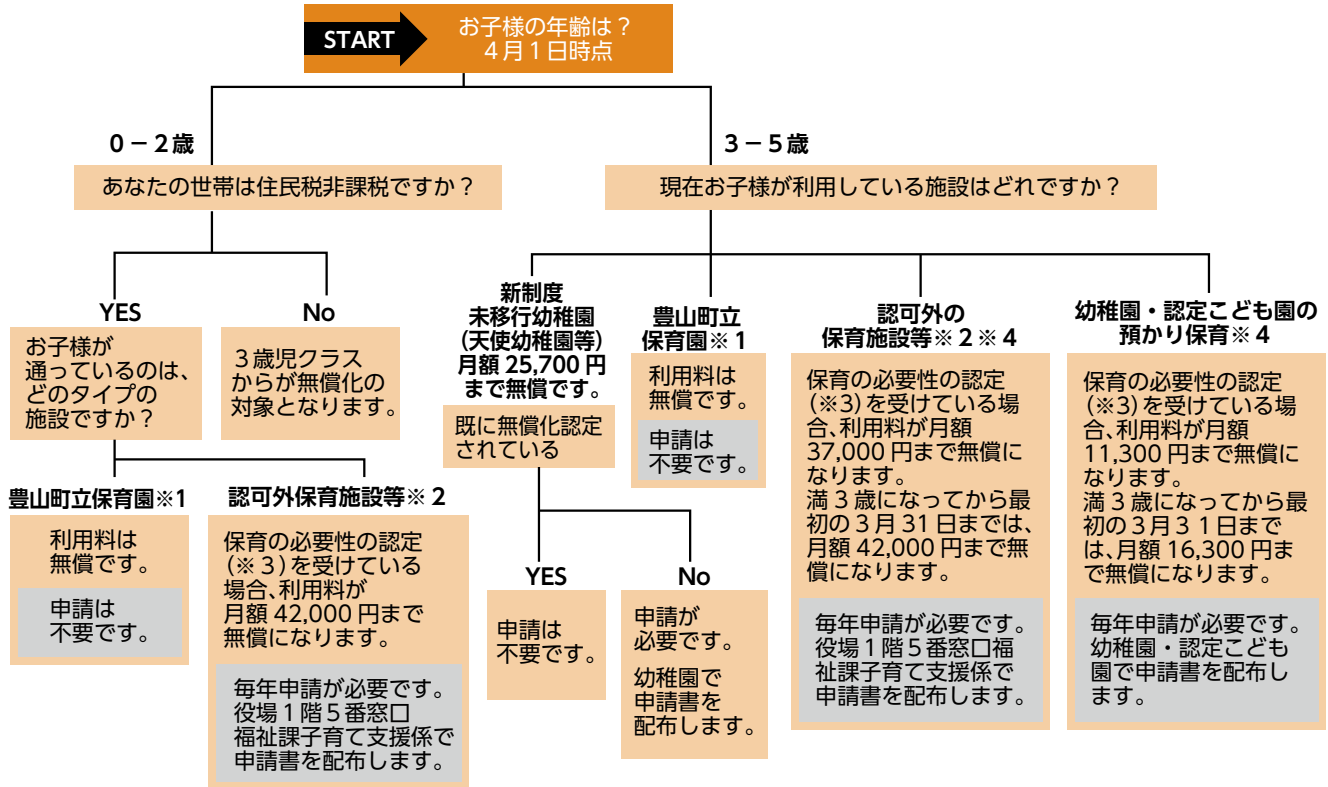
令和3年度 幼児教育・保育の無償化の認定手続き

子育て世帯の負担軽減を図るため、下表のとおり令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。
豊山町立保育園の延長保育料と私的契約児の保育料は無償化の対象外です。

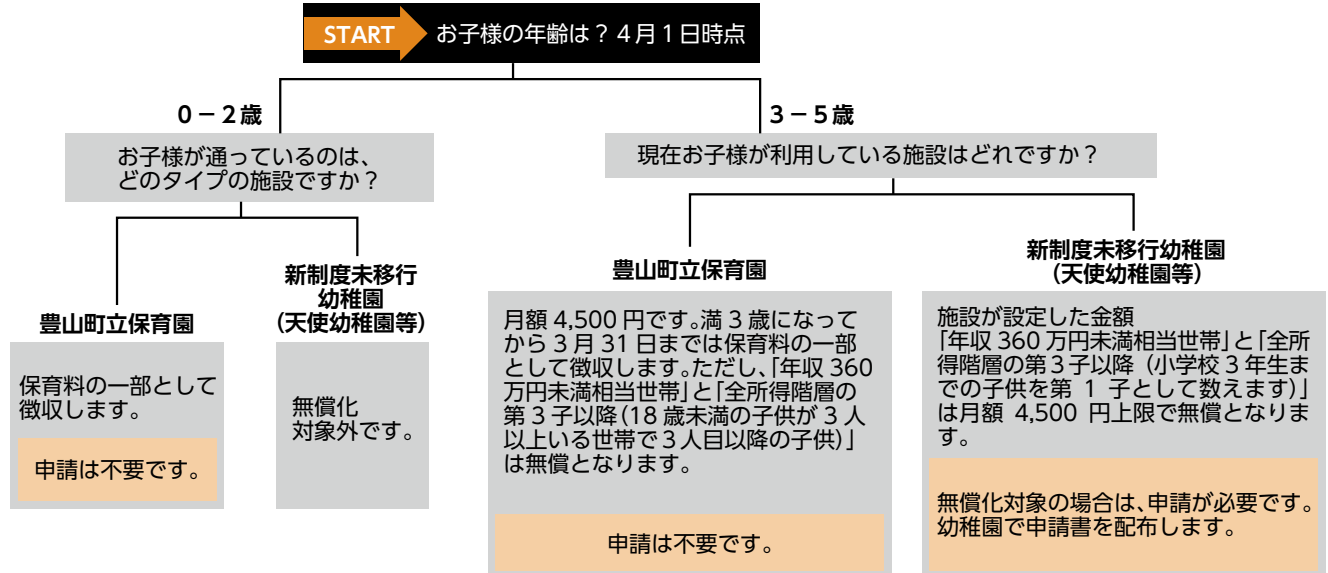
対象となるためには、事前に申請が必要となる場合がありますので注意してください。申請の可否については、下記のフローチャートで確認してください。

<その他参考> 幼児教育・保育の無償化に関する資料 (内閣府HP)
<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/musyouka/index.html>

○利用料（保育料）等と申請の要否



○給食費（副食費）と申請の要否



- ※1 認定こども園、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育（標準的な利用料）も対象です。
- ※2 認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象です。
- ※3 無償化の対象となるには、町から保育の必要性の認定を受ける必要があります。認定を受けるには保護者のいずれもが必要理由（月60時間以上就労、妊娠・出産、疾病・障害、介護・看護、求職活動、就学など）に該当する必要があります。
- ※4 認可保育所等に入ることができない方に対する代替的な措置として「預かり」を利用した場合に限ります。

問合せ 保育所等に関すること：福祉課子育て支援係 ☎28・0936
新制度未移行幼稚園に関すること：学校教育課学校教育係 ☎28・2211